平成２１年（フ）第１６４１号
神戸市須磨区北落合６丁目２番２―403号
債務者　宮崎　亮一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７０号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目５番22号　204号、前住所神戸市北区甲栄台３丁目８番30―B201号
債務者　栗花　仁子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７８号
神戸市長田区山下町３丁目２番11号あけぼの荘205号、前住所神戸市中央区相生町４丁目３番13号
債務者　安田　　修
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８０号
神戸市長田区山下町３丁目２番11号あけぼの荘205号、前住所神戸市中央区相生町４丁目３番13号
債務者　安田みどり
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８１号
神戸市須磨区千守町１丁目５番２号、従前の住所神戸市須磨区大田町６丁目３番８号
債務者　福田　美希（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９３号
神戸市兵庫区湊川町９丁目３番４号パークサイド湊川　206号室
債務者　田ノ岡洋三
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０６号
神戸市兵庫区新開地６丁目１－５―1305、住民票上の住所神戸市須磨区潮見台町２丁目２番16―908号
債務者　菊池　早子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１１号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の６農住A―403号
債務者　野網　浩幸
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４号
佐賀県伊万里市波多津町辻3855番地
債務者　塚本　　功
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６８号
佐賀県伊万里市立花町1940番地
債務者　本岡　洋平
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７６号
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　内海　徳子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７７号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2827番地46
債務者　江頭　　進
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里1330番地１
債務者　小笠原美恵子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１４０１号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目２番14―22号
債務者　古川　　浩
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４４７号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番12―301号
債務者　坂本　聡子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４４８号
北九州市八幡西区茶売町15番３―206号
債務者　梅野　華苗
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６７号
北九州市若松区青葉台南２丁目23番10号
債務者　守田理奈子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部